

I 利用に当たって

I 利用に当たって

1 調査の概要

1-1 調査の目的

平成21年経済センサス - 基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域的に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

1-2 調査の沿革

近年の経済構造の変化等に対応するため、政府全体として取りまとめられた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(いわゆる「骨太の方針」2005)」(平成17年6月閣議決定)において経済センサスの実施が提言された。

これを受け、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、統計法(平成19年法律第53号)第2条4項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査として平成21年に第1回目を実施した。

1-3 調査の期日

平成21年7月1日

1-4 調査の対象

調査日現在、日本国内に所在する全ての事業所。ただし次の事業所は調査対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)の「大分類A－農業、林業」及び「大分類B－漁業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち「中分類79－その他の生活関連サービス業(小分類792 家事サービス業に限る)」及び「大分類R－サービス業(他に分類されないもの)」のうち「中分類96－外国公務」に属する事業所
- (3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。
 - ア 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人宅
- (4) なお、次の事業所は、経済センサスでいう事業所に含めていない。
 - ア 収入を得て働く従業員がいないもの
 - イ 休業中で、かつ従業員がいないもの
 - ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業員がいないもの

1-5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。

単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所に含めて調査した。また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業員も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所とした。

鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所とした。ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

小学校・中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所とした。したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所とした。ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校に含めて調査した。

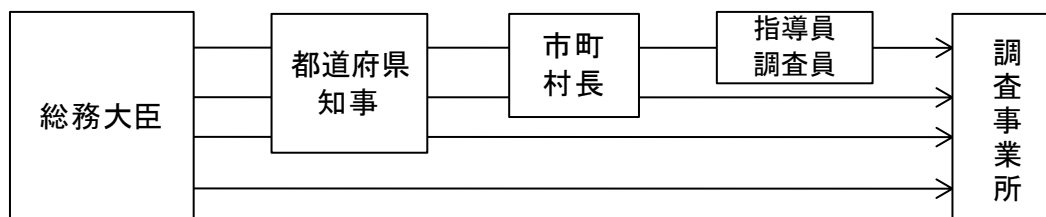
(4) 国及び地方公共団体の機関

国及び地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの事業所ごとに1事業所とした。ただし、一般行政事務又は立法事務を行っている機関の中に、それ以外の現実的業務を行っている「係」などの組織がある場合は、それらの組織をまとめて別の事業所とした。

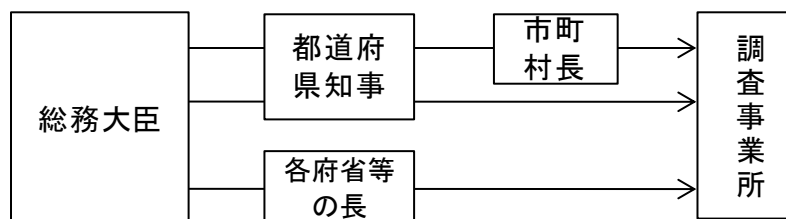
1-6 調査の方法

調査は、「甲調査」及び「乙調査」の2種類からなっている。また、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市町村による調査に分けて行った。

(1) 甲調査：民営事業所を対象とする調査



(2) 乙調査：国及び地方公共団体の事業所を対象とする全数調査



1-7 調査事項

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 開設時期
- オ 従業者数
- カ 事業の種類
- キ 業態

【企業に関する事項】

- ア 経営組織

- イ 資本金等の額
- ウ 外国資本比率
- エ 決算月
- オ 持株会社か否か
- カ 親会社の有無
- キ 親会社の名称
- ク 親会社の所在地及び電話番号
- ケ 子会社の有無及び子会社の数
- コ 法人全体の常用雇用者数
- サ 法人全体の主な事業の種類
- シ 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- ス 本所の名称
- セ 本所の所在地及び電話番号
- (2) 乙調査
 - ア 名称
 - イ 電話番号
 - ウ 所在地
 - エ 職員数
 - オ 事業の種類
 - カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

1-8 結果の利用

調査結果は、国はもとより、都道府県及び市区町村における経済・社会政策の立案、計画、将来展望などの基礎資料として、また、学術研究や企業活動、企業経営などのために幅広く利用されている。

1-9 利用上の注意

この報告書の利用にあたっては、下記の点を留意されたい。

なお、「宮城県の事業所」は、宮城県が独自に集計したものである。また、この報告書における全国の数値は、平成23年6月3日公表総務省「平成21年経済センサス-基礎調査(確報)」を使用している。

(1) 経済センサスは、従来実施していた事業所・企業統計調査とは調査手法が異なるため、本報告書では過去の事業所・企業統計調査との時系列比較は行わない。調査手法の相違については下記のとおりである。

- ・会社(外国の会社を除く)、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入。
- ・商業・法人登記等の行政記録の活用 など

(2) 平成21年7月1日現在で実施した調査のため、平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」による被害の影響等は反映されていない。

(3) 調査期日である平成21年7月1日現在での結果表であるため、調査以降に合併のあった気仙沼市と本吉町については別々に公表している。

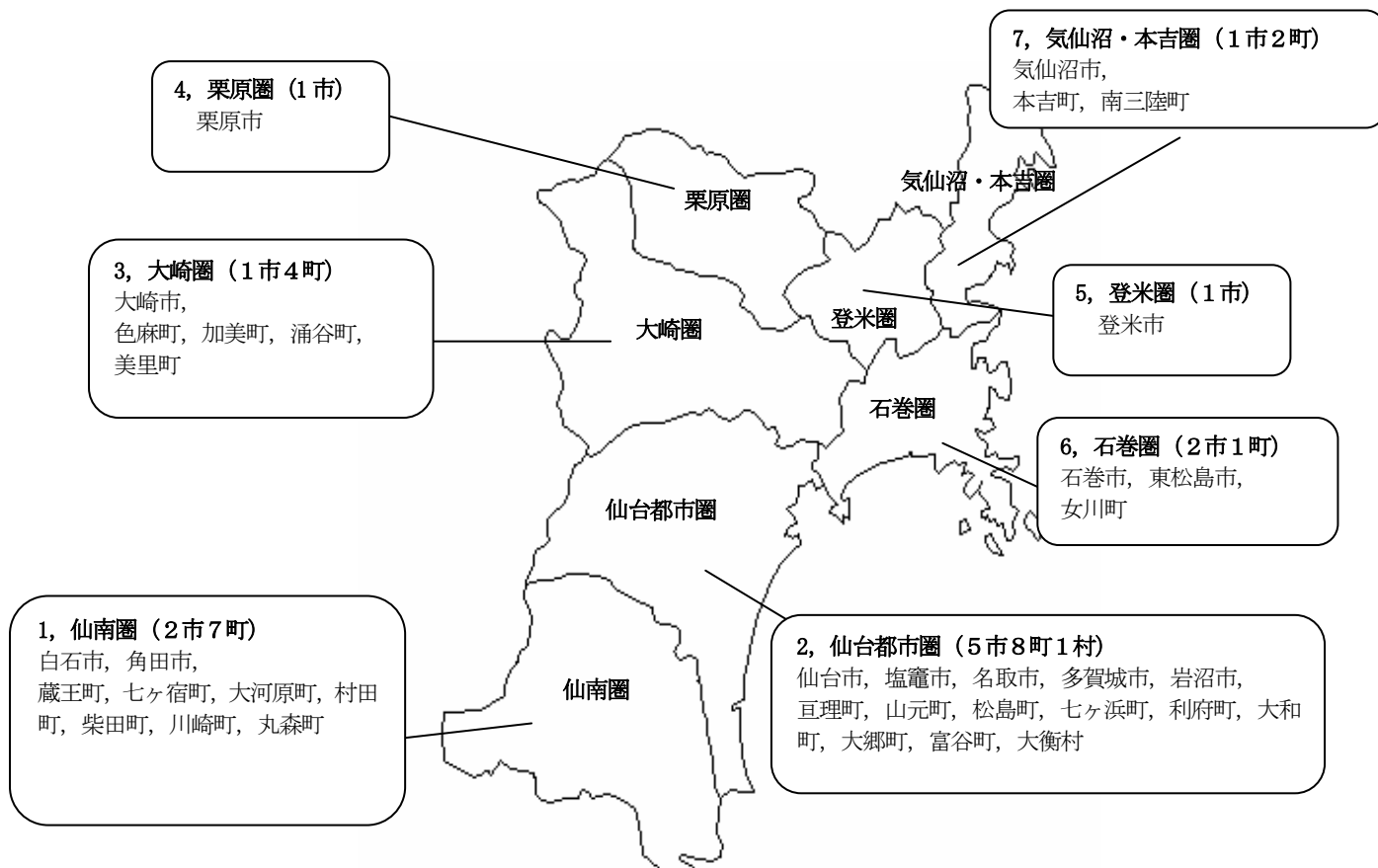
(4) 該当数字がないものは、「-」で表した。

(5) 構成割合について、表章単位に満たないものは「0.0」で表した。また、小数は小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位で表しているため、構成割合では個々の合計値が100%にならない場合がある。

1-10 広域圏の範囲

広域圏名	市 町 村 名
仙 南	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町 (2市7町)
仙 台 都 市	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亘理町, 山元町, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷町, 大衡村 (5市8町1村)
大 崎	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町 (1市4町)
栗 原	栗原市 (1市)
登 米	登米市 (1市)
石 巻	石巻市, 東松島市, 女川町 (2市1町)
気仙沼・本吉	気仙沼市, 本吉町, 南三陸町 (1市2町)

【参考】宮城県全体図



2 用語の解説

(1) 事業所

①事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいう。

ア 一定の場所(1区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

②派遣従業者のみの事業所とは、いわゆる労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所で働いている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

(2) 異動状況別事業所

存続事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成18年事業所・企業統計調査(平成18年10月1日基準日)で調査された事業所をいう。また、商業・法人登記等の行政記録で新たに把握した事業所のうち、平成18年以前に開設した事業所も存続事業所とする。

新設事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成18年事業所・企業統計調査以降に開設した事業所をいう。

廃業事業所

平成18年事業所・企業統計調査で調査された事業所のうち、平成21年経済センサス-基礎調査で把握されなかった事業所をいう。

(3) 経営組織

国，地方公共団体

国，都道府県，市区町村，特別地方公共団体(地方公共団体の組合，財産区など)をいう。

民営

国，及び地方公共団体以外をいう。

個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。会社や法人組織になっていなければ，共同経営の場合も個人経営に含める。

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

会社

株式会社(有限会社を含む)，合名会社，合資会社，合同会社，相互会社及び外国の会社をいう。ここで外国の会社とは，外国で設立された法人やその他の外国の団体であって，会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店，営業所などのうち，会社法(平成17年法律第86号)の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

なお，外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は，外国の会社としない。

会社以外の法人

法人格を有する団体のうち，会社以外の法人をいう。例えば，独立行政法人，特殊法人，認可法人，財団法人，社団法人，学校法人，社会福祉法人，宗教法人，医療法人，労働組合(法人格を持つもの)，農(漁)業協同組合，事業協同組合，国民健康保険組合，共済組合，信用金庫などが含まれる。

法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合(法人格を持たないもの)などが含まれる。

(4) 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類(原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの)により分類した。原則として、日本標準産業分類によるが、一部の小分類項目については分割したものを小分類に含めて表章している。

(5) 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む)を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とする。

個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない)で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成21年の5月と6月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

臨時雇用者

1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

派遣従業者(別経営の事業所への派遣従業者)

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(6) 事業所の開設時期

会社や企業の創設時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

(7) 本所・支所の別

単独事業所

他の場所に同一経営の本所(本社・本店)や支所(支社・支店)を持たない事業所をいう。

本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所(支社・支店)などがあって、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所とする。

支所(支社・支店)

他の場所にある本所の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とする。また、支所・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

(8) 会社・企業

経営組織が株式会社(有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所は、その事業所だけで会社企業となる。